

助成金取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第19条第2項の規定に基づき公益財団法人さわやか福祉財団（以下「本財団」という。）が行う助成事業に関し、適正を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。

(基金及び基金活用委員会の設置)

第2条 助成事業を行うときは、必要に応じて基金を設けることとする。

- 2 助成の適正を確保するため基金活用委員会を設置する。基金活用委員会の運営については、理事長が別途定める。
- 3 本財団の他の機関は、基金活用委員会を兼ねることができる。

(応募要領の作成)

第3条 助成金の交付希望者（以下「申請者」という。）を募集するときは、助成事業毎に、1件あたりの助成上限額、対象、応募方法、期間、総額その他必要な事項を定めた応募要領を作成して、公募するものとする。

(助成金の決定)

第4条 申請の審査を行なうため選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、受け付けた申請書、資料等により審査を行ない、助成金の交付を決定する。
- 3 助成金の交付を決定したときは、申請者に対しすみやかに電子メール、または郵便等によって通知する。

(助成金の使途)

第5条 申請者は、申請したものと異なる目的のために助成金を使用してはならない。

- 2 申請者が申請したものと異なる目的のために助成金を使用したときは、本財団は、異なる目的のために使用した助成金全額の返還を求めることができる。

(活動報告)

第6条 助成金の交付を受けた申請者が、助成金を使い終えたときは、すみやかに応募要領に定めた活動報告書を本財団宛に提出しなければならない。

(助成内容の公開)

第7条 助成金の交付及び使途の内容は本財団のホームページに公開する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は令和2年11月9日から施行する。